007―57―9、007―57―10、007―57―11、012―09―1、012―09―2、200―08―3、200―08―4、200―65、200―92、210―05―2、210―172―8、210―183―17、210―183―18、210―183―19、210―183―20、210―183―21、210―183―22、210―183―23、210―183―24、210―183―25、210―184―11、210―184―12、210―184―13、210―184―14、210―184―15、210―184―16、210―184―17、210―184―18、210―196―1、210―196―2、210―196―3、210―196―4、210―196―5、240―24―14、240―25―4、240―25―5

○国土交通省告示第十六号

モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年運輸省令第五十九号）第十五条第一項ただし書、同項第一号及び第三号の規定に基づき、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める告示を次のように定め、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年一月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める告示

一　一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数

競走場名	年間開催日数	年間開催回数
桐生競走場	百八十日	十二回
戸田競走場	百八十六日	二十四回
江戸川競走場	百八十日	二十四回
平和島競走場	百八十日	十二回
多摩川競走場	百八十日	二十四回
浜名湖競走場	二百日	十二回
蒲郡競走場	百八十六日	十二回
常滑競走場	百九十日	二十四回
津競走場	百八十日	十二回
三国競走場	百八十六日	二十四回
琵琶湖競走場	百五十六日	十二回
住之江競走場	百八十日	二十四回
尼崎競走場	百八十日	二十四回
鳴門競走場	百八十日	二十四回
丸亀競走場	百八十六日	二十四回
児島競走場	百八十六日	二十四回
宮島競走場	百五十六日	十二回
徳山競走場	百六十二日	十二回
下関競走場	百八十日	二十四回
若松競走場	百八十六日	二十四回
芦屋競走場	百六十二日	十二回
福岡競走場	百八十日	二十四回
唐津競走場	百八十六日	十二回
大村競走場	百八十六日	十二回

二　一施行者当たりの年間開催回数

施行者名	年間開催回数
みどり市	十二回
戸田競艇組合	十二回
埼玉県都市競艇組合	十二回
東京都六市競艇事業組合	十二回
東京都三市収益事業組合	十二回
府中市	十二回
青梅市	十二回
東京都四市競艇事業組合	十二回
浜名湖競艇企業団	十二回
蒲郡市	十二回
常滑市	十二回
半田市	十二回
津市	十二回
武生三国モーターボート競走施行組合	十二回
あわら市	十二回
滋賀県	十二回
大阪府都市競艇組合	十二回
箕面市	十二回
尼崎市	十二回
伊丹市	十二回
鳴門市	十二回
松茂町ほか二町競艇事業組合	十二回
丸亀市	十二回
香川県中部広域競艇事業組合	十二回
倉敷市	十二回
備南競艇事業組合	十二回
宮島競艇施行組合	十二回
周南市	十二回
下関市	十二回
美祢市萩市競艇組合	十二回
北九州市	十二回
中間市行橋市競艇組合	十二回
芦屋町	十二回
福岡市	十二回
福岡都市圏広域行政事業組合	十二回
唐津市	十二回
大村市	十二回

○環境省告示第三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十一条第三項の規定に基づき、平成二十二年一月五日付けで同法第十七条第一項に規定する指定認定機関の指定を取り消したので、同法第二十一条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年一月十五日

環境大臣　小沢　鋭仁

一　指定を取り消す指定認定機関の名称　吉野きたやま森林組合

二　主たる事務所の所在地　奈良県吉野郡下北山村大字浦向四百三十番地

三　認定関係事務を行う事務所の所在地　奈良県吉野郡上北山村大字河合三十四番地

四　認定関係事務を行う利用調整地区　吉野熊野国立公園西大台利用調整地区

五　認定関係事務を開始した年月日　平成十九年六月一日

○環境省告示第四号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十七条第一項の規定に基づき、平成二十二年一月六日付けで同項に規定する指定認定機関として次の者を指定したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

平成二十二年一月十五日

環境大臣　小沢　鋭仁